

3 表示板の設置（条例第6条、施行規則第9条）

指定事業所の許可を受けた者※は、指定事業所の名称、許可年月日及び許可番号、公害防止担当部課等及び連絡先を公衆の見やすい箇所に掲示する必要があります。（サイズについては、推奨値。）

※条例別表第1の61の項に掲げる作業を行う指定施設のみを設置する者を除く。

表示板の例

神奈川県生活環境の保全等に関する条例指定事業所

名称	株式会社〇〇 △△工場	35cm 以上	
許可年月日及び許可番号	平成〇年〇月〇日 第〇〇〇号		
連絡先	公害防止担当部課	45cm 以上	
	責任者		〇〇 〇〇
	電話番号		(045)000-0000 (内線)〇〇

4 申請・届出書類

- 指定事業所に係る設置許可申請書（第1号様式）
 - 指定事業所に係る変更許可申請書（第6号様式）
 - 指定事業所に係る変更届出書（第13号様式）
 - 環境管理事業所（優良環境管理事業所）に係る変更届出書（第13号様式の2）
- ⇒ 様式のダウンロードはこちら
 URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f7569/p513943.html>

5 問合せ先

指定事業所に係る手続きについては、所管区域別の相談窓口にお問い合わせください。

所管区域	相談窓口	相談窓口の所在地	電話番号
鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	神奈川県横須賀三浦地域 県政総合センター 環境部環境課	〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19	046-823-0210 (代表)
厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	神奈川県県央地域 県政総合センター 環境部環境保全課	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1	046-224-1111 (代表)
茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	神奈川県湘南地域 県政総合センター 環境部環境保全課	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1	0463-22-2711 (代表)
小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	神奈川県県西地域 県政総合センター 環境部環境保全課	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1	0465-32-8000 (代表)
相模原市	相模原市環境経済局 環境共生部環境保全課	〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15	042-769-8241
横須賀市	横須賀市環境政策部 環境管理課	〒238-8550 横須賀市小川町 11	046-822-8329
平塚市	平塚市環境部 環境保全課	〒254-8686 平塚市浅間町 9-1	0463-21-9764
藤沢市	藤沢市環境部 環境保全課	〒251-8601 藤沢市朝日町 1-1	0466-50-3519

※横浜市、川崎市については、各市が定める条例が適用されます。

<参考> 県生活環境の保全等に関する条例関係のホームページ

- ◆ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（条文・指針・施行通知など）
URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f41093/index.html>
- ◆ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例における指定事業所に関する手続
URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f7569/p504845.html>

指定事業所制度と手続きのご案内

指定事業所制度の概要

- 〇 神奈川県生活環境の保全等に関する条例では、一般家庭の住居以外で一定の場所を占めて、事業活動を行っている場所を「事業所」としています。
※事業所とは工場だけでなく、畜舎、資材置場、店舗、駐車場、学校、公共施設等を含みます。
- 〇 事業所のうち、公害を生じさせるおそれがある事業所を「指定事業所」と規定しており、指定事業所の設置や変更を行う際は、許可申請又は変更の届出が必要です。

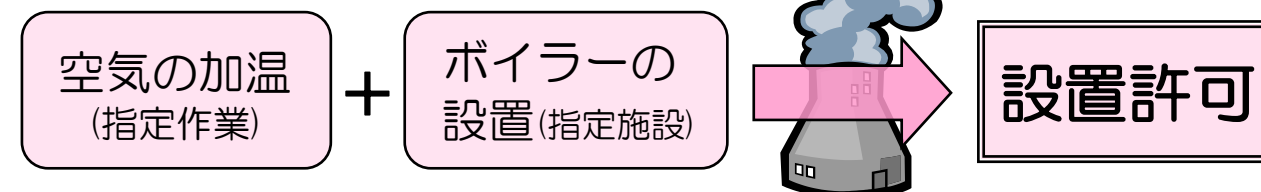
1 指定事業所の設置に係る手続き（条例第3条）

条例施行規則別表第1に規定されている作業（指定作業）を行うために、指定された施設（指定施設）を設置する場合は、事前に指定事業所の設置許可申請が必要です。

具体的な事例

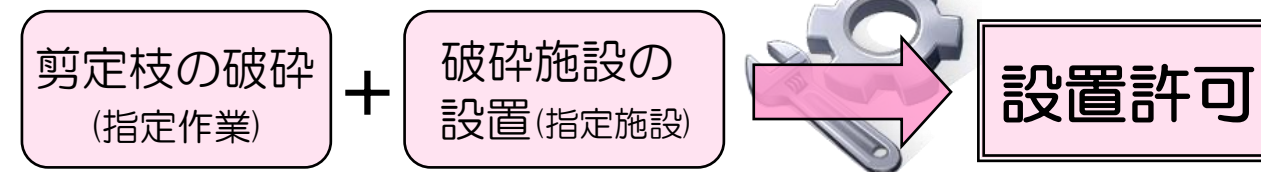
事例①

事業者 A は、新たに空気の加温作業を、ボイラーを用いて行うことを計画している。



事例②

事業者 B は、新たに剪定枝を破砕し、資源として再利用する作業を、破砕施設を用いて行うことを計画している。



※ 許可を受けるためには、排煙や騒音等の規制基準に適合する等の要件があります。

Point!

指定事業所を設置する際は、事前の設置許可が必要。

2 指定事業所の変更に係る手続き

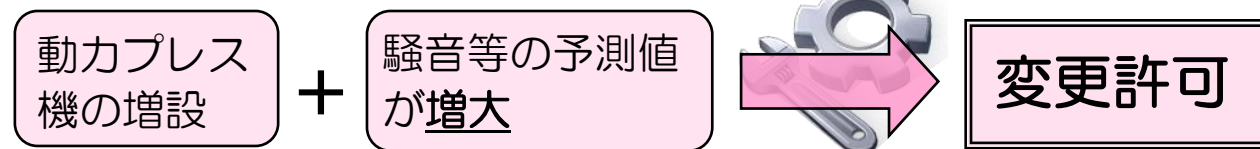
(1) 変更許可申請が必要となる場合（条例第8条、施行規則第11条）

指定事業所に関する変更のうち、人の健康又は生活環境の保全への影響が増大する可能性のある次のような変更は、変更許可申請が必要です。

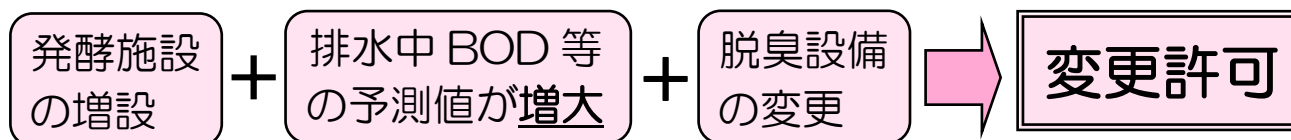
- ア 指定事業所の位置、排水の排出先、指定施設の使用時間等の変更により、規制基準が変更前より厳しくなる変更
- イ 指定事業所の敷地の境界線、原材料、排水の系統、指定施設の種類、数、規模、能力、構造、使用時間等の変更により排煙、排水指定物質、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、騒音及び振動の予測値を変更前より増大させることとなる変更
- ウ 指定作業の種類の変更
- エ 生コンクリートプラント等の施設を設置する指定事業所の自動車の出入口の位置
- オ 公害の防止方法に関する計画の変更であって炭化水素系物質の排出防止設備、粉じん又は悪臭を防止するための設備に関する変更

イの具体的な事例

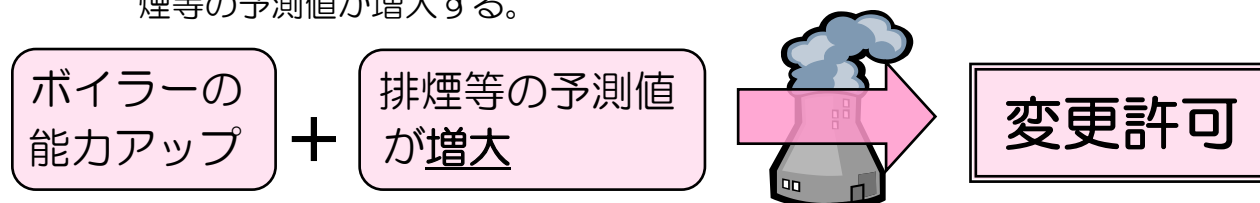
事例① 事業者 A は、動力プレス機を用いて金属製品の製造作業を行っている。事業拡大に伴い、動力プレス機の増設を検討しており、増設により、敷地境界での騒音等の予測値が増大する。



事例② 事業者 B は、発酵施設を用いて有機質肥料の製造作業を行っている。事業拡大に伴い、発酵施設の増設を検討しており、増設により、排水中の生物化学的酸素要求量(BOD)等の予測値が増大するとともに、脱臭設備の変更を行う。



事例③ 事業者 C は、ボイラーを用いて燃料の燃焼により温水を作る作業を行っている。ボイラーの能力アップを検討しており、能力アップにより発生する排煙等の予測値が増大する。



Point!

人の健康又は生活環境の保全への影響が増大する可能性のある変更をする場合は、変更する前に許可が必要。

(2) 変更届出が必要となる場合（条例第10条、施行規則第16条）

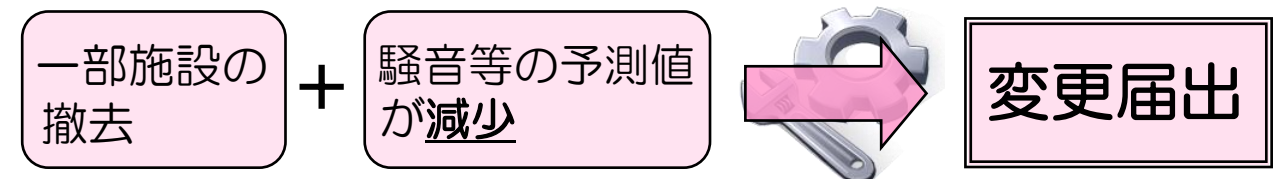
氏名又は名称及び住所並びに指定事業所の名称等とともに、次のような人の健康又は生活環境の保全への影響が増大しない変更は、変更届出が必要です。

- ア 指定作業の工程の変更
- イ 用水の種類及び使用量の変更
- ウ 用水の系統の変更
- エ 排水の排出先を公共下水道とする変更
- オ 炭化水素系物質の受け入れ等の作業を行う指定事業所における、指定施設において保管する炭化水素系物質の種類及び量の変更
- カ 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を行う指定事業所における作業方法の変更
- キ 変更許可に該当しない軽微な変更（指定事業所の位置等の変更より規制基準が緩くなる、又は指定施設の数等の変更により予測値が減少する等）

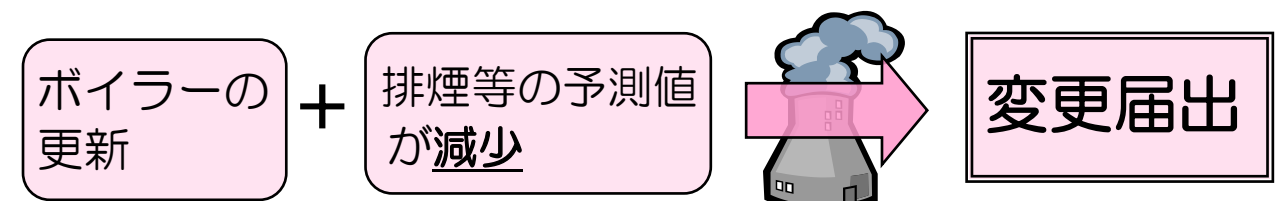


キの具体的な事例

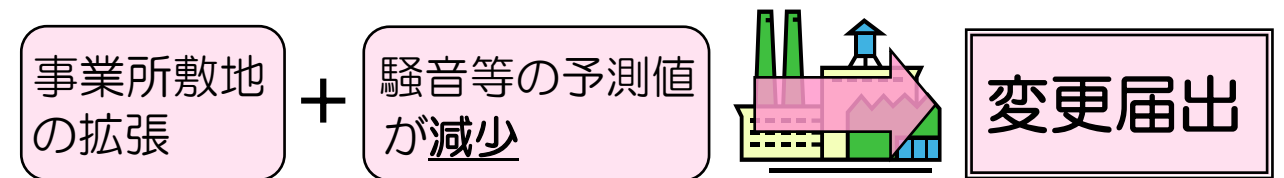
事例① 事業者 A は、施設が老朽化したことから、一部の施設を撤去する。



事例② 事業者 B は、ボイラーを用いて燃料の燃焼による空気の加温作業を行っている。施設の老朽化に伴い、ボイラーの更新を検討しており、最新型施設の導入で排煙等の予測値が減少する。



事例③ 事業者 C は、隣接地を購入し、事業所の敷地を拡張する。敷地の拡張により、敷地境界での騒音等の予測値が減少する。



Point!

変更届に該当するものは、変更後 30 日以内の届出が必要。

※環境管理事業所又は優良環境管理事業所の認定を取得することで、変更手続きの一部が免除されます。詳しくは県ホームページをご確認ください。

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/jyourei/kannkyoukanri/index.html>